



国海安第 143 号の 3  
平成 20 年 2 月 15 日

(財)日本海洋レジャー安全・振興協会  
理事長 久野 彦四郎 殿

国土交通省海事局安全基準課長  
安藤 昇



漁船登録を有するプレジャーボートに関する船舶安全法の適用について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃より船舶安全行政に対し、ご理解を賜りありがとうございます。

さて標記について、今般、別紙の通り各地方運輸局等あてに通知したのでお知らせします。ご了知願いますとともに、関係各位への周知について協力方よろしくお願い申し上げます。



別紙

(写)

国海安第143号  
平成20年2月15日

地方運輸局海上安全環境部長等 宛

海事局安全基準課長

漁船登録を有するプレジャーボートに関する船舶安全法の適用について

近年、趣味の釣り等のレジャー目的で使用する、いわゆるプレジャーボートが漁船法に基づく漁船登録を取得する場合、船舶安全法不適用漁船として船舶検査の受検が不要となると誤解する事例があるとの指摘がある。

船舶安全法上の漁船とは専ら業務として漁ろう等を行っている船舶に限られ、趣味の釣り等のレジャー目的で用いられる船舶は、漁船登録の有無にかかわらず法不適用漁船には該当しないので業務上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件の運用に当たっては、別添を参考とされたい。

また、管内各運輸支局長及び海事事務所長にこの旨周知されたい。

(別添)

## 漁船登録を有するプレジャーボートに関する船舶安全法の適用に関する考え方

### 1. 法の適用関係

船舶安全法では、同法第 32 条及び同条に基づく政令に基づき、「専ら本邦の海岸から 12 海里以内の海面又は内水面において従業する漁船」であって総トン数 20 トン未満のものについては、当分の間、法第 2 条第 1 項が不適用とされている。この場合において、「従業する漁船」とあることから、業務目的で利用される船舶が想定されていることに加え、同規定の趣旨として、当該船舶が生業として漁業に従事するため、頻繁に出漁することにより、自船の性能や操業海域の気象、海象を熟知していること等を理由として法を不適用としている。

他方、趣味の釣り等のレジャーを目的として用いられる船舶は、水産動植物の採捕のみに用いられる場合であっても、その使用頻度は通常の漁船に比べて低く、上記の漁船不適用に係る事由は一般に該当しない。このため、漁船登録の有無にかかわらず、趣味の釣り等のレジャーを目的として用いられる船舶（いわゆるプレジャーボート）は、法不適用漁船には該当しない。

なお、船舶安全法と漁船法は、従前よりそれぞれの法目的に従って漁船の解釈を異にしているところであり、法第 32 条の規定の適用関係についても、漁船法に基づく漁船登録の有無とは関係なく判断されるべきである。

### 2. 運用上の留意事項

個々の船舶が法不適用漁船に該当するか否かの判断に当たっては、上記の法不適用に関する規定の趣旨を考慮し、在来の漁船と比較しつつ具体的な利用実態に基づき判断すべきであるが、以下のいずれかに該当する船舶は、明らかに法不適用漁船に該当しないと解されることに留意されたい。

- ・ 旅客(海上運送事業としての人の運送に限らず、家族、友人など漁業に従事しているとはいえない人が乗船している場合も含む。)又は貨物の運送の用に供する場合がある。
- ・ 釣りを含むレジャーやスポーツ等に用いる場合がある。

以上